

# 事業評価シート（まちづくり編）

基本目標	V	個別目標	1	基本施策	
------	---	------	---	------	--

計画事業	72	景観に配慮したまちづくりの推進			
------	----	-----------------	--	--	--

## 目的

現行の景観基本計画を改定した景観法に基づく景観計画を策定・運用するとともに、地域住民との協働により、地域の景観特性に基づく区分地区の指定などの取組みを推進します。

## 手段

景観計画の策定及び運用  
地域の景観特性に基づく区分地区の指定

## 事業の主な実施内容

### 平成20年度

景観計画の策定及び運用	景観事前協議の推進
地域の景観特性に基づく区分地区の指定	
景観重要公共施設等の指定	

## 事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 景観計画の策定及び運用	パブリックコメント実施時で50ポイント、景観計画策定時点で80ポイント、円滑な運用開始時点で100ポイントとします。	100
2 地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績	指定地区数	5地区 (ローリングにより1地区追加)
3 地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績	指定地区策定面積	70ha
4 景観重要公共施設等指定実績	指定件数	10件

## 達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	ポイント	80	100	100	100	100	
	実績1		80					
	= /		%	100.0				
指標2	目標値1	地区	4	0	1	0	5	
	実績1		5					
	= /		%	125.0				
指標3	目標値1	ha	70	0	0	0	70	
	実績1		193					
	= /		%	275.7				
指標4	目標値1	件	8	0	1	1	10	
	実績1		11					
	= /		%	137.5				

**コスト**

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円	6,443				6,443	
人件費		25,347				25,347	
事務費		0				0	
減価償却費		0				0	
総計		31,790				31,790	
<b>財源内訳</b>							
一般財源	千円	31,790				31,790	
特定財源		0				0	
一般財源投入率	%	100.0				100.0	
職員							
常勤職員	人	3				3	
非常勤職員	人	0				0	

**評価**

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	景観計画の策定及び区分地区指定は、新宿区が景観法や景観まちづくり条例に基づき定めることから、区が積極的に関与することが適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	景観法に基づく景観行政団体への移行及び景観計画の策定は、景観法に基づく景観行政を推進する上で適切な目標設定です。既に計画以上の地区数及び面積について、指定を行っています。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区分地区指定等を含む景観計画の策定は、区の意向のみでなく、地域住民、事業者の意向を踏まえる必要があり、東京都や周辺区と連携しながら進める必要があります。策定に関わる作業は効率的に進められ、費用は効率的に使用されています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域の景観特性に基づく区分地区の指定については、計画の目標値を、上方修正しており、目的の達成度も高いといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	区は、計画よりも早く、景観行政団体となり、景観計画を策定しました。また、地域の景観特性に基づく区分地区についても、計画以上の指定をしました。これらのことから、良好な景観の形成に対する成果は得られていると評価します。

**進捗状況・今後の取組み方針**

20年度状況	状況認識(課題)	総合計画との整合性を図りながら、景観計画素案を取りまとめました。景観行政団体となってこの素案を法定の計画としていくためには、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら、きめ細かく策定していく必要があります。			
	改革方針	総合計画との整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくための景観計画を策定していきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体になるとともに、第一次実行計画「72 景観計画の策定」に引き継いで取り組んでいきます。			
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	総合計画との整合性を図り、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞き、東京都や周辺区との整合性も図りながら、景観まちづくり計画を、計画よりも早く、策定しました。		
		課題	景観計画の円滑な運用を実施する必要があります。特に、区独自の施策である景観事前協議制度については、景観法に基づく諸制度と整合性をとりながら、必要な見直しを行い、実施する必要があります。		
		方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)
		内容	景観計画の円滑な運用を実施します。特に、景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施するとともに、協議の効率化と、決め細やかな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行います。また、地域の景観特性に基づく区分地区については、対象面積の拡大や地区の追加を図ります。		